

高齢者福祉

あんなことこんなこと



加東市役所 高齢介護課

※申請をされる場合は、高齢介護課へお申し出ください。
お電話でのお問い合わせも受け付けております。

(R7. 12)

◇◆福祉タクシー利用券助成事業◆◇

指定のタクシー事業者を利用される場合に、利用料金の一部を助成する利用券を交付します。令和7年7月から内容が変更になります！

【令和7年6月まで】

《対象者》

加東市に住民登録があり、在宅、かつ市町村民税の所得割が非課税の方で、次のいずれかに該当する方（施設入所者を除く。）

- ・75歳以上の方
- ・身体障害者手帳1・2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・65歳以上で、高齢等により運転免許証を返還した方で運転経歴証明書を所持する方



《利用券》

年間15,000円分（500円×30枚）を交付します。利用券は1回の乗車につき5枚まで利用できます。（※お釣りは出ませんのでご注意ください）

【令和7年7月から】

《対象者》

加東市に住民登録があり、在宅で、次のいずれかに該当する方（施設入所者を除く。）**※所得制限は撤廃します**

- ・要介護1以上の認定を受けた方
- ・身体障害者手帳1・2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

《利用券》

年間15,000円分（500円×30枚）を交付します。**枚数制限なしで利用できます！**（※お釣りは出ませんのでご注意ください）

《持ち物》

本人確認ができる書類（保険証・手帳等）をお持ちください。代理申請の場合は、代理の方の身分証明書もお持ちください。

◇◆デマンド型交通事業◆◇

高齢者等を対象に、タクシーによる移動支援を行います。

《対象者》(ご自身又は介助者の介添えにより、乗車できる方に限ります。)

加東市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方で利用者登録がお済みの方

利用者登録が必要です！

- 1 75歳以上の方
- 2 65歳以上で運転免許証を返納した方(運転経歴証明書を所持している方)
- 3 要介護、要支援の認定を受けている方
- 4 障害者認定を受けている方で下記に該当する方
 - ①身体障害者手帳1・2級、又は身体障害者手帳区分の障害等級が下記の方
 - ・視覚障害3・4級
 - ・平衡機能障害3・5級
 - ・肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)3・4・5・6級
 - ②療育手帳A判定
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級

○利用者負担額

タクシーの運賃	利用者負担額
1,000円未満	300円/人
1,000～1,999円	500円/人
2,000～3,999円	1,000円/人
4,000～5,999円	2,000円/人
6,000～7,999円	3,000円/人
8,000～9,999円	4,000円/人
10,000円以上	5,000円/人

○運行日時

月曜日～金曜日

(午前7時30分～午後5時30分)

※土曜日・日曜日・祝休日はデマンド型交通のご利用は出来ません

○移動範囲の拡大

- ・北播磨総合医療センター、西脇病院、市立加西病院への移動が可能に！

○介護タクシーの導入

- ・体が不自由な方でも寝たまま乗車できる介護タクシーをぜひご利用ください

乗降場所など利用に制限があります。

詳しくは高齢介護課窓口までお問い合わせください。

◇◆人生いきいき住宅助成事業◆◇

高齢者等が安全・安心な生活を送れるよう既存住宅を改造するのに要する経費を一部助成します。

※助成決定前に着工(契約)されたものは、助成の対象となりません。

※当該助成を受けた世帯は、再度助成を受けることはできません。

《対象者》介護保険制度の要支援及び要介護認定者、
身体障害者、知的障害者

《助成額》80万円を上限とします。
(原則、1世帯1回とします。)



◇◆はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費の助成事業◆◇

指定の施術所で、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧を利用される場合に、施術費の一部を助成する利用券を交付します。

《対象者》加東市に住民登録があり、市町村民税の所得割が非課税の65歳以上の方、又は身体障害者手帳1～6級の方

《利用券》1枚につき500円。1回につき1枚利用できます。

1ヶ月あたり1枚とし、年間12枚を限度とします。

《持ち物》本人確認ができる書類（保険証・手帳等）をお持ちください。代理申請の場合は、代理の方の身分証明書もお持ちください。

◇◆老人日常生活用具給付・貸与事業◆◇

自動消火器・火災警報器・電磁調理器等の給付を行います。

《対象者》おおむね65歳以上の低所得者のひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等

《負担額等》

前年所得税非課税世帯…無料

前年所得税課税世帯…所得割合によって一部負担額が発生します。

◇◆緊急通報システムの貸与事業◆◇

急病や災害等の緊急時に、ボタンひとつで、コールセンターに通じる緊急通報装置を設置し、安心・安全な暮らしができるように支援します。

《対象者》日常生活に不安のある、おおむね65歳以上

のひとり暮らしの方、高齢者夫婦、ひとり暮らし重度身体障害者等

《負担額等》【設置時】無料

【設置後】利用料は市が負担します。



◇◆認知症家族介護者事業◆◇

認知症に関わるお悩みを認知症ケアの専門家がお伺いします。

《対象者》認知症対象者の方、その対象者を在宅で介護している方等

《内容》①個別相談 ②研修会 ③家族介護者交流会 等

◇◆家族介護手当支給事業◆◇

申請により、介護手当を支給します。

《対象者》在宅で要介護4又は5に相当する高齢者を介護している、市町村民税非課税世帯の家族の方

(※過去1年間介護保険サービス等を使用していないこと)

《支給額》年額100,000円

◆◆おうちで安心見守り事業◆◆

一人で暮らす高齢者の方が安心して生活でき、ご家族の不安も軽減できるよう、無線通信機を内蔵した人感センサー等の機能がついた機器を購入等された方に費用の一部を助成します。

《対象者》在宅で生活され、概ね65歳以上の市内に住所を有する方で、次のいずれにも該当される方

- (1)一人暮らしの方
- (2)別居のご家族等がいる方
- (3)市町村民税の所得割が非課税の方
- (4)加東市緊急通報システムの機器を利用されていない方



《助成内容》対象となる方1人につき、1回の助成となります。

- (1)機器の購入又はレンタル費用(初回に係る費用に限ります。)
 - (2)新規契約に必要な加入手数料又は登録手数料
- ※上記の範囲で上限5,500円(消費税込)

※助成を希望される方は高齢介護課に必ず事前にご相談ください。

◆◆介護用品の給付事業◆◆

紙おむつ、尿とりパッド等の介護用品を給付します。

《対象者》・介護保険の要介護認定4又は5の方を在宅で介護されている方
・身体障害者手帳1・2級の方を在宅で介護されている方

《支給額》・前年市町村民税非課税世帯の方…1ヶ月あたり5,000円分
・その他の世帯の方…1ヶ月あたり2,500円分を給付

《持ち物》ご本人の介護保険証をお持ち下さい。代理申請の場合は、代理の方の身分証明書もお持ちください。



※参考例



◇◆ひとり外出見守り・SOSネットワーク事業◇◆

認知症（かもしれない）の方が安心・安全に外出できるよう、事前に本人の特徴や緊急連絡先等を登録し、外出時に見守りができるしくみと、行方不明時に早期発見できるよう支援しています。

《対象者》認知症（かもしれない）の人で、場所や外出の目的を忘れてしまう恐れがある方

《登録》市役所 高齢介護課で登録の手続きを行います。



◇◆どこシル伝言板（QRコード付き見守りシール）◇◆

認知症等で見守りが必要な方を対象に、QRコード付き見守りシールを交付します。見守りシールを衣類や杖などに貼っておくことで、万が一行方不明になった際に、発見から保護までを迅速に行うことができます。

《対象》認知症等により、「ひとり外出」の心配のある方

《内容》1人につき30枚のシールを無料で交付

◇◆おでかけ安心GPS事業◇◆

認知症等により、「ひとり外出」の心配のある方を
見守ることができるよう、GPSによる位置検索が行える
機器を購入等されたご家族の方に費用の一部を助成します。

《対象者》下記のいずれにも該当する方を介護されているご家族

- ・40歳以上で加東市に住所を有する方
- ・認知症によるひとり外出等の症状のみられる方
- ・在宅で生活している方

《助成内容》対象となる方1人につき、1回のみ助成となります。

(1) 機器及び付属機器の購入又はレンタル費用

(初回に係る費用に限ります。)

(2) 新規契約に必要な加入手数料又は登録手数料

※補助金額は上限78,100円(消費税込)で、対象者世帯の生計中心者の所得状況により、助成額が異なります。

※助成を希望される方は高齢介護課に必ず事前にご相談ください。

◆◆金婚夫婦祝福事業◆◆

結婚50年（申告主義）をお迎えになるご夫婦に、夫婦記念写真チケットを配布し、祝福します。

◆◆百歳祝訪問◆◆

100歳をお迎えになられる方を市長が訪問し祝福します。

◆◆長寿祝金◆◆

9月1日現在において市内に住所を有する次の方に祝い金を支給します。

77歳の方 10,000円

（※令和7年度は、昭和22年9月3日～昭和23年4月1日生まれの方）

88歳の方 10,000円

（昭和11年9月3日～昭和12年9月2日生まれの方）

99歳の方 20,000円

（※令和7年度は、大正14年9月3日～大正15年4月1日生まれの方）

※77歳と99歳は、令和6年度末年齢到達者まで支給します。

令和8年度以降は88歳の方のみ支給します。

◆◆介護予防・日常生活支援総合事業◆◆

平成27年度の介護保険の制度改正により、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」は、要支援相当の方からお元気な高齢者まで、介護予防と日常生活の自立を支援します。※サービス内容については次頁をご覧ください。

介護予防・日常生活支援のサービス

◆◆◆訪問型のサービス◆◆◆

【対象】要支援1または2の方、基本チェックリストに該当する方（★を除く）

事業名	内容
訪問介護相当サービス事業	〈対象者〉 訪問介護員（専門職）による援助が必要な方 〈内容〉 訪問介護員による身体介護・生活援助
日常生活援助事業	〈対象者〉 生活の援助が必要な方 〈内容〉 家事援助等の日常生活支援・見守り
移動支援サービス事業	〈対象者〉 かとうまちかど体操教室等の参加者 〈内容〉 かとうまちかど体操教室等への移送支援
★かとう介護ファミリーサポートセンター 〔生活支援サポーター活動支援事業〕	〈対象者〉 加東市在住で次の要件を満たす支援の必要な方 ① 65歳以上の方 ② 40歳以上で介護認定を受けられている方 〈内容〉 ●簡単な掃除、買い物、食事の準備、後片付け ●通院、買い物等の外出時の付添、話し相手、見守り等 ※会員相互の同意に基づく活動のため、必ずしも希望の援助が受けられるとは限りません。

訪問型介護予防事業	<対象者> 閉じこもり・認知症・うつ・低栄養等のおそれがある等、 訪問による相談が必要な方 <内 容> 保健師・栄養士等による訪問相談
-----------	---

◆◇◆通所型のサービス◆◇◆

【対象】 要支援1または2の方、基本チェックリストに該当する方

事業名	内 容
通所介護相当サービス事業	<対象者> 通所介護と同様に専門職によるサービスが必要な方 <内 容> 通所介護と同様のサービス
元気応援通所事業	<対象者> 生活機能の向上が必要な方 <内 容> 自立支援を目的とした生活機能訓練や社会交流の場を提供
ミニデイサービス事業	<対象者> 閉じこもり・認知症予防が必要な方 <内 容> 閉じこもり・認知症予防を目的とした生きがいづくりや社会交流に資する様々な活動を提供
通いの場入浴プラス事業	<対象者> 自宅での入浴には不安がある等で、通いの場と併せて入浴施設の利用が必要と認められた方 ※身体介助が不要で相互の見守りによる入浴施設の利用が可能な方に限ります。 <内 容> 東条公民館、とどろき荘での「通いの場」と「入浴施設（とどろき荘）」をセットで同日利用された場合、入浴施設利用料の一部を助成
マイチャレンジ事業	<対象者> 運動機能の低下により外出する機会が少なくなった方等でまちかど体操教室等、通いの場への参加意向がある方 <内 容> 本人が目標を持ち、元の生活を取り戻すための過程をリハビリ専門職がサポート （原則3カ月以内：自宅への訪問＋通いの場へつなぐ支援）

**※申請される場合は、高齢介護課 窓口へお申し出ください。
その他お困りの際は気軽にご相談ください。（電話対応可）**

（一部抜粋）

高齢者福祉サービスに関する問い合わせは
加東市役所高齢介護課 TEL0795-43-0440

